

## 一般社団法人福生市観光協会 会費に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第9条に基づき、一般社団法人福生市観光協会（以下、「当法人」という）の会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的として定める。

### (会費)

第2条 正会員は、当法人に対し、入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、当法人に対し、年会費を納入しなければならない。

3 正会員は、理事会の議決により臨時会費を徴収することが決定された場合には、当法人に対し臨時会費を納入するものとする。

### (入会金、年会費)

第3条 入会金は、会員の種別に応じて次の各号のとおりとする。

(1) 正会員のうち個人は、一口10,000円として、一口以上

(2) 正会員のうち法人等は、一口20,000円として、一口以上

2 年会費は、会員の種別に応じて次の各号のとおりとする。

(1) 正会員のうち個人は、一口10,000円として、一口以上

(2) 正会員のうち法人等は、一口20,000円として、一口以上

(3) 賛助会員のうち個人は、一口5,000円として、一口以上

(4) 賛助会員のうち法人等は、一口10,000円として、一口以上

3 会員は、前2項に規定する入会金及び年会費について、事業年度ごとに、当該事業年度の5月末までに当法人に対し納入するものとする。ただし、事業年度途中において入会する場合は、入会月の翌月末までに次の各号に定める額を納入するものとする。

(1) 正会員であって、入会時点で当該事業年度の残りの月数（以下「残月数」という）が10か月以上の場合、入会金及び年会費の全額

(2) 正会員であって、残月数が10か月に満たない場合は、入会金の全額に加え、年会費に10分の1を乗じた額に残りの月数を乗じて得た額（以下、「月割り額」という）

(3) 賛助会員であって、残月数が10か月以上の場合、年会費の全額

(4) 賛助会員であって、残月数が10か月に満たない場合は月割り額

4 定款附則第6項の規定に基づき、任意団体福生市観光協会の解散時点において、同会の理事又は会員であった者は、令和8年3月31日までに正会員に移行する場合に限り、入会金の納入義務を免除するものとする。

5 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

### (納入方法)

第4条 会費の納入方法は、事務局が指定する方法によるものとする。

2 会費の納入に係る経費は、原則として会員の負担とする。

### (変更)

第5条 この規程は、定款第14条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

### 附則

この規程は、令和8年3月2日から施行する。